交付図書の訂正について

令和5年9月14日付けで入札公告を行った「八戸自動車道 櫛引馬淵川橋耐震補強工事」に係る交付図書に一部誤りがあったため、別添のとおり訂正します。

なお、当社ホームページ掲載の交付図書についても、同日付で訂正したものに改めておりますので、再度、交付図書をご確認ください。

令和5年10月5日

契約責任者

東日本高速道路株式会社 東北支社長 田仲 博幸

【訂正内容】

- 特記仕様書
- 設計図

※訂正箇所は、別添「正誤表」をご確認ください。

対象		誤			正
寺記仕様書 3頁	4-7 虚偽申告 受注者から提出された〕 止等の措置を行う場合がある。		ついては、法的措置及び競争参加資格停	4-7 虚偽申告 受注者から提出された 止等の措置を行う場合が	資料に虚偽の申告があった ある。
	4-8 疑 義 疑義が生じた場合は、!	監督員と協議するものとする。		4-8 疑 義 疑義が生じた場合は、	監督員と協議するものとす
	な確保を図るために、当 計画書(様式-4)を監 と認めて当初調達地域以 からの調達完了後、購入 た材料調達実績報告書(議により定めるものとす	初調達地域等以外から調達せざる 野員に提出のうえ協議するものと 外から調達を指示した場合、受注 費用及び輸送費等に要した費用の 様式-5)を監督員に提出し、そ	調達することを想定しているが、安定的 を得ない場合には、事前に材料調達変更 する。また、協議の結果、監督員が必要 者はその指示に従うものとし、当該地城 証明書類(実際の取引伝票等)を添付し の費用については監督員と受注者とで協 達した資材は協議対象としないものとす	な確保を図るために、当 計画書(様式ー4)を と認めて当初調達地域以 からの調達完了後、購力 た材料調達実績報告書 議により定めるものとす	については、以下の調達地 4初調達地域等以外から調達 整質に提出のうえ協議 以外から調達を指示した場合 、費用及び輸送費等に要した (様式 - 5)を監督員に提出 でる。なお、受注者の都合に
	る。 資材名	規格	調達地域	資材名	規格
	骨材	C-40	青森県八戸市	青材	C-40
	仮設鋼材(リース品)	普通鋼矢板Ⅲ型 H-350×350×12×19 H-400×400×13×21	青森県青森市	仮設鋼材 (リース品)	普通鋼矢板Ⅲ型 H-350×350×12×19 H-400×400×13×21
		普通鋼矢板VL型 H-800×800×16×36	千葉県千葉市		普通鋼矢板VL型 H-800×400×16×36
	止等の装置を行う場合が、 6.配置技術者について 6-1 配置技術者の経験 現場代理人、主任技術 して完成及び引渡が完了!	ある。 者、監理技術者のうち、いずれか た下記の工事経験を有すること。 以上の場合のものに限る。) 5従事役職は問わない。	ついては、法的措置及び競争参加資格停 の者が平成20年4月1日以降に元請と (共同企業体の構成員としての工事経	止等の装置を行う場合が 6.配置技術者について 6-1 配置技術者の経験 現場代理人、主任技術 して完成及び引渡が完了 験は、出資比率が20%	を

②道路橋における上部工 (落橋防止装置又は制震装置等の設置・取替を含む) の耐震補強工事。

なお、特定JVの場合は構成員のうち1者の技術者が工事経験を有すれば良い。

③道路橋における下部工の新設工事。

た場合については、法的措置及び競争参加資格停

する。

地域から調達することを想定しているが、安定的 達せざるを得ない場合には、事前に材料調達変更 るものとする。また、協議の結果、監督員が必要 合、受注者はその指示に従うものとし、当該地域 た費用の証明書類(実際の取引伝票等)を添付し 出し、その費用については監督員と受注者とで協 により調達した資材は協議対象としないものとす

資材名	規格	調達地域
骨材	C-40	青森県八戸市
仮設鋼材(リース品)	普通鋼矢板Ⅲ型	青森県青森市
	$H-350 \times 350 \times 12 \times 19$	
	$H-400 \times 400 \times 13 \times 21$	
	普通鋼矢板VL型	千葉県千葉市
	H-800×400×16×36	Society Substitutes

た場合については、法的措置及び競争参加資格停

いずれかの者が平成20年4月1日以降に元請と すること。 (共同企業体の構成員としての工事経

- ②道路橋における上部工 (落橋防止装置又は制震装置等の設置・取替を含む) の耐震補強工事。 ③道路橋における下部工の新設工事。
- なお、特定JVの場合は構成員のうち1者の技術者が工事経験を有すれば良い。

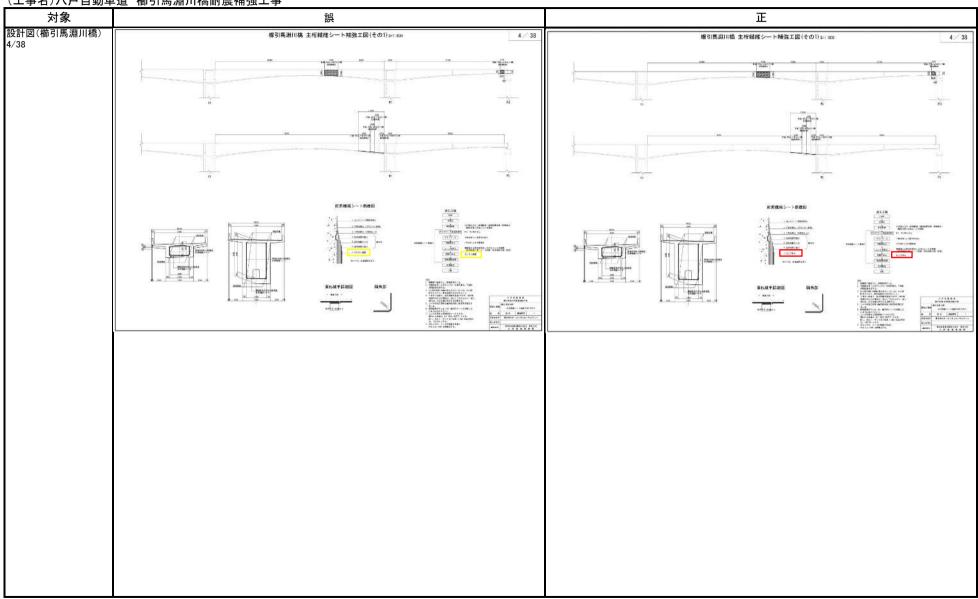
3

境等の改善を行い、快適 場周辺の美装化に努める 実施する内容について 定する施工計画書に具体	の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環 資な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現	境等の改善を行い、快 場周辺の美装化に努め 実施する内容につい 定する施工計画書に具 現場環境改善に関す 計上費用 現場環境改善 (仮設備関係)	の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環 適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現	
計上費用 現場環境改善 (仮設備関係) 現場環境改善 (営締関係) 現場環境改善	実施する内容 (率計上分) 昇降設備の充実 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む)	計上費用 現場環境改善 (仮設備関係)	実施する内容(率計上分)	
現場環境改善 (仮設備関係) 現場環境改善 (営締関係) 現場環境改善	昇降設備の充実 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む)	(仮設備関係)	昇降設備の充来	
現場環境改善 (営繕関係) 現場環境改善	Control of the contro			
		現場環境改善 (営繕関係)	現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 現場休憩所の快適化	
	避暑(熱中症予防)・防寒対策	現場環境改善 (安全関係)	避暑 (熱中症予防) ・防寒対策	
地域連携	社会貢献	地域連携	社会貢献	
造物編(令和5年4月)	」(以下「点検要領」という。) 第1編「総則」第4章「点検の対象構	造物編(令和5年4月)」(以下「点検要領」という。) 第1編「総則」第4章「点検の対象標	
El				
術引馬淵川橋、市川橋 奥入瀬川橋、下田橋	耐震補強工が完了した下部工、支承、落橋防止構造、検査路		南日韓 横田田 カンボー 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
18-2 点検手注		18-2 点検手法		
	18-1 初期点検の対象 共通仕様書1-17- 造物編(令和5年4月) 造物」に基づき下記のと 対象構案 備引馬機川橋、市川橋 東入瀬川橋、下田橋 18-2 点検手法 点検は、点検要領第1 検」に基づき行うものと 18-3 点検時において、第三 見した場合は、監督員 に残すものとする。 18-4 検査の記録 点検要領第4編「記 補修記録、その他監督員	 櫛引馬潤川橋、市川橋、 奥入瀬川橋、下田橋 18-2 点検手法 点検は、点検要領第1編「総則」第6章「点検の実施」及び第2章「各種点検」第1章「初期点検」に基づき行うものとする。 18-3 点検時における応急対応 点検時において、第三者等に対し支障となる恐れがあるコンクリートの浮き、剥離等の変状を発見した場合は、監督員に報告した後、可能な限り除去等の補修を行うと共に、処置した内容を記録に残すものとする。 18-4 検査の記録 	18-1 初期点検の対象構造物 共通仕様書1-17-3「初期点検」に規定する初期点検の対象構造物は、「保全点検要領 構造物編(令和5年4月)」(以下「点検要領」という。)第1編「総則」第4章「点検の対象構造物編(令和5年4月)造物編(令和5年4月)造物編(令和5年4月)造物編(帝和5年4月)造物編(帝和5年4月)造物編(帝和5年4月)造物編(帝和5年4月)造物編(帝和5年4月)造物属(帝和5年4月)造物属(帝和5年4月)造物属(帝和5年4月)造物属(帝和5年1月)に基づき下記の 対象構築	

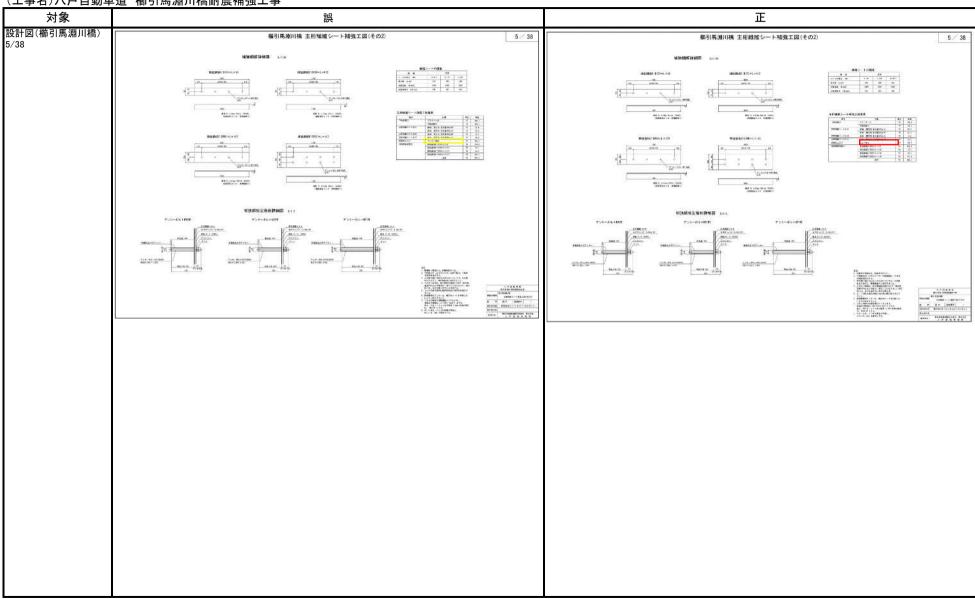
正誤表(3/7)

対象	誤	正		
寺記仕様書 8頁	2 4-2 2-3 材料 (1) 鉄筋 横座の補強に使用する鉄筋は、「コンクリート施工管理要領』 4-7の規定に適合したものとし、受注者は使用する鉄筋の規格証明書を監督員に提出しなければならない。 (2) 定著金具 鉄筋の定著に使用する形鋼、ナット、座金は共通仕様書10-6-3の規定に従うものとする。 (3) 注入材 鉄筋を固定するために使用する注入材は、「構造物施工管理要領」 □-6-2-1(2)の規定によるものとする。	2 4 − 2 2 − 3 材料 (1) 鉄筋		
	2 4-2 2-4 施工 (1) (1) (1) 衛座補強工の施工は、共通仕様書8-4-5、「コンクリート施工管理要領」4-7及び5-4の規定に従って行うものとする。 (2) 削孔に当たっては、非破壊試験による鉄筋位置確認を行い既設構造物の鉄筋を損傷しないよう十分に注意しなければならない。試験の結果、あるいはアンカー削孔中において既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとする。 (3) (3) (3) 鉄筋は削孔内に挿入後、注入材により確実に固定するものとする。 (4) 注入材の施工は、「構造物施工管理要領」 □ -6-2-1 (3) の規定に従って行うものとする。	2 4-2 2-4 施工 (1) 橋座補強工の施工は、共通仕様書8-4-5、「コンクリート施工管理要額」4-7及び5-4の規定に従って行うものとする。 (2) 削孔に当たっては、非破壊試験による鉄筋位置確認を行い既設構造物の鉄筋を損傷しないよう十分に注意しなければならない。試験の結果、あるいはアンカー削孔中において既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとする。 (3) 鉄筋は削孔内に挿入後、注入材により確実に固定するものとする。 (4) 注入材の施工は、「構造物施工管理要額」 □ 6-2-1 (3) の規定に従って行うものとする。		
	24-22-5 数量の検測 極座補強工の数量の検測は、設計数量 (kg) で行うものとする。	2 4-2 2-5 数量の検測 橋座補強工の数量の検測は、設計数量 (kg) で行うものとする。 2 4-2 2-6 建設副産物の処理 橋座補強工の施工で発生するコンクリート塊の再資源化施設への運搬及び処理に要する費用については、監督員と受注者とで協議し別途定めるものとする。 2 4-2 2-7 支払 橋座補強工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 kg当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う鉄筋の加工、非破壊試験による鉄筋位置の確認、削孔及び樹脂接着等橋座補強工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。 単価表の項目 特-(10) 橋座補強工 質通鉄筋工Da×b		
	2 4-2 2-6 建設副産物の処理 橋座補強工の施工で発生するコンクリート塊の再資源化施設への運搬及び処理に要する費用につ いては、監督員と受注者とで協議し別途定めるものとする。			
	2 4 - 2 2 - 7 支払 権座補強工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 kg当たりの契約単価で行う ものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う鉄筋の加工、非破壊試験 による鉄筋位置の確認、削孔及び樹脂接着等橋座補強工の施工に要する材料・労力・機械器具等本 工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。 単価表の項目 特一 (10) 様際補強工 貫通鉄筋工Da×b kg			
	24-23 底版拡幅工 24-23-1 定義 底版拡幅工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、既設躯体へ鉄筋定着するためのアン カー削孔及び注入を行うことをいう。	24-23 底版拡幅工 24-23-1 定義 底版拡幅工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、既設躯体へ鉄筋定着するためのアン カー削孔及び注入を行うことをいう。		
	48	48		

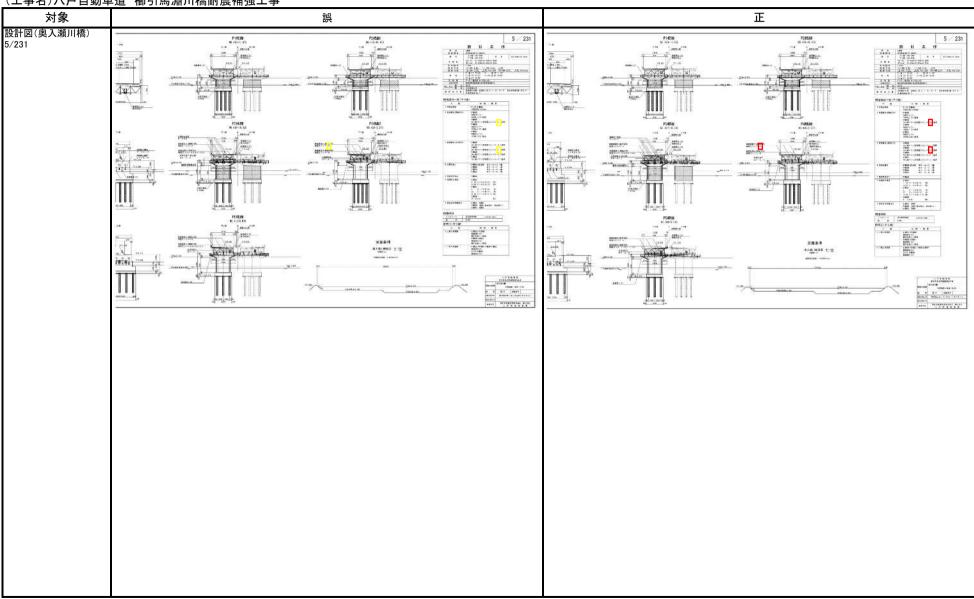
正誤表(4/7)



正誤表(5/7)



正誤表(6/7)



正誤表(7/7)

(工事名)八戸自動車道 櫛引馬淵川橋耐震補強工事

